

令和3年5月臨時会会議録

令和3年5月14日 金曜日 午前10時00分開会
議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（16名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八鍬長一	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
11番	新田道尋	議員	12番	奥山省三	議員
13番	下山准一	議員	14番	石川正志	議員
15番	小嶋富弥	議員	16番	佐藤卓也	議員
17番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

欠席議員（1名）

5番 今田浩徳 議員

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	高齢者福祉 推進室長	大江周
子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子	健康課長	山科雅寛
農林課長	三浦重実	商工観光課長	柏倉敏彦
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	矢作宏幸
会計管理者 兼会計課長	荒田明子	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	平向真也	学校教育課長	高橋昭一

社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員事務局長	津藤隆浩	選挙管理委員会 委員	武田清治
選挙管理委員会 事務局長	小関紀夫	農業委員会 会長	浅沼玲子
農業委員会 事務局長	横山浩		

事務局出席者職氏名

局	長	武田信也	総務主査	叶内敏彦	
主	任	庭崎佳子	主	任	小松真子

議事日程

令和3年5月14日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長辞職の件
- 日程第 4 議長選挙
- 日程第 5 副議長辞職の件
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 常任委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員の選任
- 日程第 9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第10 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第11 報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第12 報告第5号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について
- 日程第13 議案第26号新庄市固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名でございます。

欠席通告者は今田浩徳君の1名です。

これより令和3年5月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤悦子さん、小野周一君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

下山准一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 おはようございます。

それでは、私のほうから議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月7日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員5名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席

を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和3年5月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から提出議案等について説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、このたびの提出案件は報告3件、議案1件のほか議会の役職選任に関する事項でありますので、本日5月14日、1日と決定いたしました。

案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

また、本会議における議事の日程については議案等の審議に先立ち、常任委員及び議会運営委員の選任を行っていただくことにしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日5月14日、1日にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日5月14日、1日と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時10分 開議

新田道尋副議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、地方自治法第106条第1項の規定により、これより私が議長の職務を行います。

どうぞよろしく願い申し上げます。

日 程 の 追 加

新田道尋副議長 それでは、追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前10時7分から、議員協議会室において議会運営委員5名出席の下に本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。協議の結果、下山准一君より副議長宛てに議長の辞職願が出されておりますので、議長辞職の件を本日の議事日程に追加していただくことになりました。

なお、議長辞職の件は、本日の本会議における議事日程第2会期決定に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることといたしますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。

新田道尋副議長 お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加することと決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し議題とすることに決しました議長辞職の件につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。ただいま日程に

追加することに決まりました議長辞職の件につきましては、配付しております本日の議事日程第2会期決定についてに続く日程第3にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることになりますので、御了承願います。

日程第3 議長辞職の件

新田道尋副議長 日程第3 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、下山准一君の退席を求めます。

(下山准一議長退席)

新田道尋副議長 それでは、事務局長に議長の辞職願を朗読させます。

武田信也議会事務局長 朗読いたします。

辞職願。

今般、市議会申合せにより議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。

令和3年5月14日。

新庄市議会副議長新田道尋殿。

新庄市東谷地田町14番地の9 下山准一。

以上でございます。

新田道尋副議長 お諮りいたします。

下山准一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 御異議なしと認めます。よって、下山准一君の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 開議

新田道尋副議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

新田道尋副議長 お諮りいたします。

ここで、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第3として追加しました議長辞職の件に続く日程第4にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることとなりますので、御了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 開議

新田道尋副議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第4議長の選挙

新田道尋副議長 日程第4議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきたいと思えます。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

新田道尋副議長 ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

新田道尋副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

新田道尋副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

新田道尋副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新田道尋副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

新田道尋副議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に庄司里香さん、山科正仁君、奥山省三君を指名いたします。よって、3名の方の立会いをお願いいたします。

(開票)

新田道尋副議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票

無効投票はありません。

有効投票中

高橋富美子君 9票

新田道尋 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、高橋富美子君が議長に当選されました。

当選されました高橋富美子君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、告知します。

当選されました高橋富美子君に御挨拶をお願いいたします。

(高橋富美子議長登壇)

高橋富美子議長 皆様、おはようございます。

ただいまの議長選におきまして御選任を賜りまして、大変にありがとうございます。大任を押し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。議員の皆様の御協力の下、公平公正に円滑な議会運営と議会の活性化に努めてまいります。

皆様の温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではありますが挨拶にさせていただきます。

大変にありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

新田道尋副議長 当選されました高橋富美子さん、議長就任おめでとうございます。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(議長高橋富美子君議長席に着く)

午前10時35分 休憩

午前10時40分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

高橋富美子議長 それでは、追加案件が出ていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告をいたします。

午前10時36分から議員協議会室において議会運営委員5名の出席の下、本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、新田道尋君より議長宛てに副議長の辞職願が出されておりますので、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加していただくことになりました。

なお、副議長辞職の件は、本日の本会議における議事日程第4議長の選挙に続く日程とし、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることといたしましたので、御了承のほどお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、副議長辞職の件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました副議長辞職の件につきまし

ては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました副議長辞職の件につきましては、先ほど本日の議事日程第4として追加しました議長の選挙に続く日程第5にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることとなりますので、御了承願います。

日程第5副議長辞職の件

高橋富美子議長 日程第5副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新田道尋君の退席を求めます。

(新田道尋副議長退席)

高橋富美子議長 それでは、事務局長に副議長の辞職願を朗読させます。

武田信也議会事務局長 朗読いたします。

辞職願。

今般、市議会申し合わせにより副議長の職を辞することについて許可されるようお願いいたします。

令和3年5月14日。

新庄市議会議長高橋富美子殿。

新庄市大字泉田字泉田195番地 新田道尋。

以上でございます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

新田道尋君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、

新田道尋君の副議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時49分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ここで副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました副議長の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき、報告をもって議事日程の配付に代えさせていただきます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました副議長の選挙につきましては、先ほど本日の議事日程第5として追加しました副議長辞職の件に続く日程第6にいたします。

なお、このことにより、常任委員の選任以降の日程については順次繰り下げることとなりますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第6副議長の選挙

高橋富美子議長 日程第6副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

なお、投票の記載は、記載所で行っていただきたいと思えます。

ここで議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

高橋富美子議長 ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

高橋富美子議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

高橋富美子議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長に点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

高橋富美子議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

高橋富美子議長 これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に庄司里香さん、山科正仁さん、押切明弘さんを指名いたします。よって、3名の方の立会いをお願いいたします。

(開票)

高橋富美子議長 選挙結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16票

無効投票はありません。

有効投票中

奥 山 省 三 さん 12票

八 畝 長 一 さん 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、奥山省三さんが副議長に当選されました。

当選された奥山省三さんが議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知します。

当選されました奥山省三さんに御挨拶をお願いいたします。

(奥山省三副議長登壇)

奥山省三副議長 ただいま副議長に選任されて、どうもありがとうございます。

できる限り議長を補佐して、議会運営をスムーズにやっていきたいと思っておりますので、皆様方の協力をどうかよろしく願います。

以上です。

高橋富美子議長 当選されました奥山省三さん、副議長就任、誠におめでとうございます。どうぞよろしく願います。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。
暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩
午前11時29分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第7 常任委員の選任

高橋富美子議長 日程第7 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

総務文教常任委員に、

叶 内 恵 子 さん
山 科 春 美 さん
山 科 正 仁 さん
新 田 道 尋 さん
奥 山 省 三 さん
下 山 准 一 さん
小 嶋 富 弥 さん
佐 藤 卓 也 さん

の8名を指名いたします。

産業厚生常任委員に、

佐 藤 悦 子 さん
八 畝 長 一 さん
今 田 浩 徳 さん
押 切 明 弘 さん
庄 司 里 香 さん
佐 藤 文 一 さん
石 川 正 志 さん
高 橋 富美子
小 野 周 一 さん

の9名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました常任委員の任期は5月17日からとなりますので、御了承願います。

また、本市議会では議長の職にある者は常任委員を辞任することを申し合わせておりますので、小職は常任委員を辞任したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任は許可されました。

それでは、これより各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時45分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

高橋富美子議長 それでは、各常任委員会の互選の結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会

委員長 山 科 正 仁 さん

副委員長 山 科 春 美 さん

産業厚生常任委員会

委員長 佐 藤 文 一 さん

副委員長 庄 司 里 香 さん

以上であります。
暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩
午前11時55分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。
ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩
午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開します。
なお、成人福祉課長が午後から欠席のため、
成人福祉課より高齢者福祉推進室長大江 周さん
が出席しておりますので、御了承願います。

日程第8 議会運営委員の選任

高橋富美子議長 日程第8 議会運営委員の選任を
行います。
議会運営委員の選任については、委員会条例
第8条第1項の規定により、議長より指名をい
たします。

佐藤 卓也 さん
下山 准一 さん
石川 正志 さん
八 歙 長一 さん
山科 正仁 さん
佐藤 文一 さん

以上、6名の諸君を指名いたします。これに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、
ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員
に選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員
の任期は5月17日からとなりますので、御了承
願います。

それでは、これより議会運営委員会の正副委
員長の互選をお願いいたします。
暫時休憩をいたします。

午後1時02分 休憩
午後1時07分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

正副委員長互選結果の報告

高橋富美子議長 それでは、正副委員長の互選の
結果が議長の手元に参っておりますので、報告
いたします。

議会運営委員会

委員長 佐藤 卓也 さん

副委員長 八 歙 長一 さん

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後1時08分 休憩
午後1時12分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

高橋富美子議長 ここで追加案件が出ていますの
で、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志さん。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時9分から議員協議会室において議会運営委員5名出席の下に本委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、本市議会選出の最上広域市町村圏事務組合議会議員の方々から、同事務組合議会議長宛てに辞職願が提出され許可されましたので、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加していただくことにしました。

なお、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の件は、本日の本会議における議事日程第8議会運営委員の選任に続く日程とし、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分報告について以降の日程については、順次繰り下げることになりましたので、御了承のほどお願い申し上げます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を日程に追加することに決しました。

ただいま本日の議事日程に追加し、議題とすることに決しました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、あらかじめ議事日程として配付する余裕がありませんでしたので、会議規則第20条ただし書の規定に基づき報告をもって議事日程の配付に代えさせていた

できます。

それでは、報告いたします。

ただいま日程に追加することに決まりました最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙につきましては、先ほどの議会運営委員の選任に続く日程第9にいたします。

なお、このことにより、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について以降の日程については、順次繰り下げることになりますので、御了承願います。

日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

高橋富美子議長 日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最上広域市町村圏事務組合議会に

押 切 明 弘 さん

山 科 春 美 さん

八 畝 長 一 さん

の3名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指

名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君が最上広域市町村圏事務組協議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、議長は当該事務組規約により議員になりますので、御了承願います。

日程第10報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

高橋富美子議長 日程第10報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、昨年冬期に発生した2件の物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき本年3月22日及び3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、第2号についてであります。令和2年12月22日午後3時20分頃、大字鳥越地内において、市道橋に着雪していた雪が国道13号線を走行中の車両に落下し、車体が破損したものであります。相手方との示談が調いましたので、本年3月22日に損害賠償の額の決定についての

専決処分を行いました。損害賠償の額は9万9,134円であります。

次に、処分第3号についてであります。令和2年12月19日午前8時40分頃、市道五日町金沢線の鉄砲町地内において、道路上の穴により走行中の車両の左側タイヤ2本が破損したものであります。相手方との示談が調いましたので、本年3月31日に損害賠償の額の決定についての専決処分を行いました。損害賠償の額は7万7,000円であります。

なお、2件の相手方の住所、氏名につきましては、議案書に記載のとおりであります。

今後とも道路施設の安全点検を十分に行い、事故防止に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

高橋富美子議長 ただいま説明のありました報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承願います。

日程第11報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

高橋富美子議長 日程第11報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第4号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例等の改正について3月31日

に専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容であります。固定資産税について今年度実施した評価替えに伴い、負担調整措置等、現行の制度を令和5年度まで3年間延長するとともに、令和3年度に限り税額が増加する土地について、その課税標準を令和2年度の課税標準と同額とする改正を行うものであります。

また、軽自動車税について環境性能割の臨時的軽減を令和3年12月31日まで9か月延長するものであります。

個人住民税の住宅借入金等特例税額控除について、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置の適用期限を令和17年度分までとする改正を行うとともに、その他条文の整備を行うものであります。

施行日は令和3年4月1日といたします。

ただいま御説明申し上げました件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 ただいま説明のありました報告第4号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市市税条例号等の一部を改正

する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号については、これを承認することに決しました。

日程第12報告第5号令和3年度 新庄市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について

高橋富美子議長 日程第12報告第5号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第5号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について御説明申し上げます。

国においては新型コロナウイルス感染症の影響により、特に心身ともに大きな困難が生じている低所得の独り親世帯に対し、令和2年度中に臨時特別交付金を2回支給したところであります。

このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得者の独り親世帯に対し、実情を踏まえさらなる生活支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金の独り親世帯分を全額国費により支給するものであります。

これに速やかに対応するため、4月12日付で予算の専決処分を行い、去る4月30日に当該世帯に対して支給を行ったところであります。補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ2,854万5,000円を追加し、補正後の予算総額を

190億4,554万5,000円とするものであります。

子育てと仕事を一人で担う大きな負担を考慮し、可能な限り速やかに支給するため予算化したものでありますので、御承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

高橋富美子議長 ただいま説明のありました報告第5号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第5号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号については、これを承認することに決しました。

日程第13議案第26号新庄市固定資産評価員の選任について

高橋富美子議長 日程第13議案第26号新庄市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第26号新庄市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するという職務の性格上、本市におきましては市の税務課長の職にある者が最も適任であるとし、選任してきたところであります。

本年4月1日をもって佐藤 隆君を新たに税務課長に任命いたしましたので、固定資産評価員に選任するため、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願ひいたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。ただいまの説明にありました議案第26号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。議案第26号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第26号新庄市固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号についてはこれに同意することに決しました。

閉 会

高橋富美子議長 以上で、今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。
大変に御苦労さまでした。

午後1時30分 閉会

新庄市議会議長 高 橋 富美子

新庄市議会前議長 下 山 准 一

新庄市議会前副議長 新 田 道 尋

会議録署名議員 佐 藤 悦 子

〃 〃 小 野 周 一